(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町上豊松字下谷カモ宇根一三〇二の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県尾道市御調町下山田字今城坊二九六の三、二九七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び尾道市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県府中市阿字町字山神平甲二九三、二九四の一、二九四の二、二九五、二九七、三〇四、三一二、字宮原二九六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市口和町金田字下金田五〇〇一の一、五〇〇一の五、口和町常定字川平五〇〇一、五〇〇二、五〇〇三の一、五〇〇三の三、五〇〇四の一、五〇〇四の三、五〇〇五の一、五〇〇六の一、五〇〇七の一、五〇〇八の一、五〇〇九の一、五〇〇九の二、五〇〇九の四、甲五〇一〇の一、甲五〇一〇の三、字中野谷五一四一の一、五一四二から五一四四まで、五一四九の一から五一四九の三まで、五一五〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市口和町竹地谷字渋谷五四一二の一から五四一二の四まで、五四一四、五四一五の一から五四一五の三まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市口和町竹地谷字三角五二四六、五二四八の一、五二四九の一、五二五〇、五二五一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市総領町下領家字城天平五三二九の一、五三二九の三、五三二九の四、五三三〇、五三三二、五三三三、五三三三八、五三三九、五三四〇の一から五三四〇の三まで、五三四一、五三四二の一、五三四二の二、五三四二の四、五三四四の三、五三四四の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正